

休館日 月曜日（祝日の場合は開館）

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 1-11-5

☎ 570-0707 FAX 570-6422 ✉ s706000@city.hamura.tokyo.jp

http://www.hamura-tokyo.jp/

■ ホール ■

第10回記念大会羽村ゆとろぎ寄席

日 時 5月18日(日)午後3時～(午後2時30分
開場)

会 場 小ホール

入場料 前売り1,000円、当日1,200円、
団体(5枚以上)800円(全席自由)※当日券は、席に余裕がある場合のみ販売します。
事前に確認してください。

※未就学児の入場はできません。

一時保育利用料 700円(おやつ代込み)

出 演 三遊亭きん歌・柳家紫文・柳亭こみち・
柳家喬の字チケット 4月2日(水)午前9時からゆとろぎ、
4月3日(木)からスポーツセンター、マルフジ各
店(羽村・福生・青梅市内)、西多摩新聞社チ
ケットサービス(☎0120-61-3737)で販売。

■ 工 房 ■

パソコン講座 Word初級

ローマ字入力方式で文書入力ができる方を対
象に、一般的な資料作りのための文書編集技法
を学びます。日 時 5月2日・9日・16日・23日(いずれも
金曜日・全4回)午前10時～正午

会 場 講座室2

定 員 15人(申込多数の場合は抽選)

参加費 1,500円(全4回分)

一時保育利用料 1回500円(おやつ代込み)

講 師 社会教育関係団体「パソコンなかま」

申込み 4月15日(火)(必着)までに、往復はが
きに、講座名・住所・氏名・年齢・電話番号・
一時保育利用の有無(有の場合はお子さんの
人数)を記入し、郵送または直接ゆとろぎへ

■ ギャラリー ■

春爛漫 水墨画展

青梅市在住の水墨画家 白浪さんと、市内在
住の荻島初美さん(第10回全日中展文部科学大
臣賞受賞)の水墨画作品約30点を展示します。

日 時 4月9日(水)～20日(日)午前10時～午後5時

会 場 展示室

入場料 無料

● ギャラリートーク ●

日 時 4月13日(日)午後1時～

会 場 展示室

定 員 約70人(先着順)

入場料 無料

講 師 白浪さん

※直接会場へお越しください。

■ 募 集 ■

はむら青年学級ふれんど 学級生募集

障害のある青年がさまざまな体験や新しい仲
間づくりをすることを目指して活動します。日 時 水曜日(月1回)午後6時30分～8時、
日曜日(月1回)午前10時～午後3時(予定)

開級式 5月25日(日)

参加費 11,500円(運営費・保険代)

申込み 5月1日(木)までに、必要書類と参加費を
添えて直接ゆとろぎへ

● 指導者募集 ●

活動を企画・運営する指導者を募集しています。

● ボランティアスタッフ募集 ●

活動をサポートする仲間を募集しています。

学生・経験の有無などは問いません。

申込み 電話または直接ゆとろぎへ

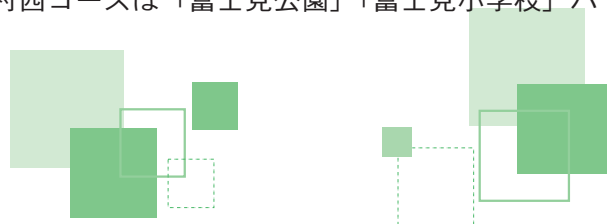
第5回風のおわら開催に伴いコミュニティバスはむらんの運行を一部変更します

第5回風のおわら開催に伴う交通規制のため、コミュニティバスはむらんの運行を一部変更します。
羽村東コース・羽村西コースの「図書館」バス停には、午後4時33分着の便から停車しません。羽村東コースは「富士見公園」「水道事務所」、羽村西コースは「富士見公園」「富士見小学校」バ
ス停を利用してください。

ご理解とご協力をお願いします。

日 時 4月5日(土)午後4時33分着～

問合せ 生活安全課交通・防犯係



パソコンセミナー 生徒募集 4・5月

会場 産業福祉センター
定員 各コース10人（先着順）

申込み 受講料とテキスト代を添えて、
直接産業福祉センターへ

※詳しくは、問い合わせてください。
問合せ 産業福祉センター
☎ 579-6425（月曜休館日）

○市内事業者の方 4月3日（木）午前9時～
○市内在住・在勤の方 4月4日（金）午前9時～

※毎週Microsoft Office Specialist 試験
を行っています。詳しくは、産業福祉セ
ンターホームページをご覧ください。

コース名	日 時	内 容	受講料	テキスト
初めてのパソコン (2日間)	4月19日(土)・20日(日) 午後1時～4時	初心者対象。パソコン の起動、マウスの操作、 ローマ字入力の練習。	3,000円	1,785円
ワードの初級編 (2日間 or 3日間)	4月15日(火)～17日(木) 午前10時～正午 4月26日(土)・27日(日) 午後1時～4時 5月13日(火)・14日(水) 午後1時～4時	社内・外文章作成の基 本クラス。書式設定、 表作成、印刷、カラフル なイラスト挿入など。	3,000円	2,100円
ワードの応用編 (2日間)	5月24日(土)・25日(日) 午後1時～4時	長文作成の時に役立つ ページ設定、図形挿入、 宛名ラベルの作成など。	3,000円	2,100円
エクセルの初級編 (2日間 or 3日間)	4月22日(火)～24日(木) 午前10時～正午 5月3日(土)・4日(日) 午後1時～4時 5月10日(土)・11日(日) 午後1時～4時	データ入力、表作成、 表計算、便利な関数、 グラフの挿入など。	3,000円	2,100円
エクセルの応用編 (2日間)	5月17日(土)・18日(日) 午後1時～4時	いろいろな関数、デー タ分析、グラフの応用 的な使い方など。	3,000円	2,100円
ホームページ作成 (2日間)	4月12日(土)・13日(日) 午後1時～5時	ホームページビルダー9 を使ったホームページ 作成の基本。	5,000円	2,100円
アクセス初級編 (2日間)	4月17日(木)・18日(金) 午後1時～5時	エクセル操作を円滑に 行うことができ、大量 のデータベースを管理 したい方が対象。	5,000円	2,100円
アクセス応用編 (2日間)	4月24日(木)・25日(金) 午後1時～5時		5,000円	2,310円
パワーポイント 初級編 (2日間)	5月15日(木)・16日(金) 午後1時～4時	会社や集会でのプレゼン テーション（発表）の 資料作成方法など。	3,000円	2,100円

教えて！

友人から「消費者金融でお金を借りるので、絶対に迷惑はかけないから名前だけ貸して欲しい」と頼まれました。親しい友人なので断りにくいのですが、名前を貸しても大丈夫でしょうか。

お答えします

他人に頼まれて自分の名前でクレジットやローンの契約をすることを「名義貸し」といいます。

「名義を貸す」ということは、名前を貸した人が契約者になるということです。つまり相談事例の場合でいえば、相談者が消費者金融からお金を借りることになります。友人が「絶対に迷惑はかけない」と約束したとしても、その約束が果たされなければ、名義を貸した人（＝契約者）が消費者金融に対して支払いの義務を負うことになります。

友人や知人といった断りにくい関係にある人から「名義を借りるだけ」「絶対に迷惑はかけない」と頼まれて、やむを得ず名義を貸してしまい、その後に友人や知人と連絡が取れなくなりトラブルが発生することが多くあります。「名義を貸しただけ」と主張しても、契約者が借金をしたことになるので、名義を貸した人に支払い義務が生じます。

相談者には、「名義貸し」を断るようアドバイスしました。

名義貸しのトラブルに遭わないためには

- 「名義だけ」「絶対に迷惑はかけない」と言われても、はっきり断る！
- 内容を確認せずに、書類などに署名や捺印をしない！
- 頼まれてもカードなどは他人に渡さない！

教えて！
消費生活センター
友人に名義貸しを頼まれて…



困ったら、
まず 消費生活
センターへ

問合せ 消費生活センター ☎555-1111

環境に
やさしい
生活を！

住宅用環境配慮型機器の設置費を助成します

市では、環境にやさしいエネルギーの利用を支援するため、住宅用環境配慮型機器を設置した方に助成金を交付します。

地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、地球環境を守りましょう。

対象機器・助成金額

● 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	50,000 円
● ガスエンジン給湯器（エコウィル）	50,000 円
● 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）	25,000 円

※対象機種は、国が同様の機器に対して行う補助金制度に適合するものに限りします。

※助成金の交付は1世帯1器限りです。

※交付件数には限りがあります。

申請要件 次の要件すべてを満たす場合

- (1)申請日現在、市内に住所を引き続き1年以上有している方
- (2)納期が到来している市税などを完納している方
- (3)平成20年4月1日以後に、自ら居住する住宅に新たに対象機器を設置した方、または新たに対象機器が設置された新築住宅を購入し、自ら居住している方

申請期限

対象機器を設置、または設置された住宅を購入した日から60日以内に申請してください。

※申請書は環境保全課環境保全係で配付しているほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。詳しくは、問い合わせてください。

申請先・問合せ 環境保全課環境保全係

児童扶養手当法の一部改正について(平成20年4月1日開始)

児童扶養手当は、18歳までの児童（政令で定める程度の障害状況にある場合は20歳未満）を養育している母子家庭などに支給される手当です。

平成20年4月1日に児童扶養手当法の一部改正が施行されるため、3月31日時点で児童扶養手当の受給が5年を経過などしている方から、4月分以降の手当額の一部支給停止措置（手当額の2分の1が減額）が開始されます。

平成20年3月31日時点および平成20年4月30日時点で対象となる方に、すでに「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」および「一部支給停止適用除外事由届出書」などを送付しました。今後対象となる方や所得制限限度額の超過などで手当を支給されていない方が対象となった場合には、届出書などを随時送付します。定められた期限までに必ず提出してください。

提出期限を過ぎると手当額が減額となりますので、注意してください。

※次の適用除外事由に該当する方は、定められた期限までに届出書と必要書類を提出することで減額の対象外となる予定です。

適用除外事由

- (1)就業している
- (2)求職活動などの自立を図るための活動をしている
- (3)身体または精神に障害がある
- (4)負傷または疾病などにより就業することが困難である
- (5)受給資格者が監護する児童または親族が、障害・負傷・疾病・要介護状態にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である

問合せ 子育て支援課支援係

木造住宅の「耐震診断」および「耐震改修」の経費の一部を補助します

市では、万が一の地震に備え木造住宅の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、「耐震診断」「耐震改修」の経費の一部を補助しています。

耐震診断：建物の地震に対する強さの度合いを調べること

耐震改修：耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修など

対象

- (1) 市内に住所を有し、補助対象となる住宅を所有している方（所有者が共有の場合は、共有者全員によって合意された代表者）
- (2) 納期が到来している市税などを完納している方（所有者が共有の場合も同様）

問合せ 建築課建築係

「耐震改修」を行う前に、まず「耐震診断」をしていただきます。

■耐震診断

対象住宅

市内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に在来工法（軸組工法）により建築された2階建て以下の一戸建て木造住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅としているもので、賃貸住宅を除く）

交付額

耐震診断に要する経費の2分の1（限度額5万円）

※耐震診断は、市が紹介する診断員が行います。希望する方は問い合わせてください。

万が一の地震に備えて！



■耐震改修

対象住宅

市内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された個人住宅で、次のすべてを満たすもの

- (1) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付対象となった住宅、または財日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法もしくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く）による診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅
- (2) 耐震改修が建築基準法および「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の規定に違反していない住宅

交付額

耐震改修に要する経費の2分の1（限度額50万円）

※65歳以上の方の場合は、耐震改修に要する経費の10分の6（限度額50万円）

羽村駅構内にエレベーター、多機能トイレが設置されました

JR 東日本が羽村駅構内で行っていたエレベーター、多機能トイレ（オストメイト、ベビーチェア、ベビーシート併設）の設置およびこれに伴うエスカレーターの移設の工事が完了しました。

工事期間中、ご不便をおかけしましたが、これにより障害のある方なども含め羽村駅を利用する方の利便性が向上しました。

問合せ 施設計画課計画担当



▲構内のエレベーター